

平成28年4月8日

平成28年度第1回中央選挙管理会において決定された事項

本日、第1回中央選挙管理会が開催され、公職選挙法の規定に基づき、委員の中から委員長及び職務代理者が選任されました。また、委員長が専決処分することができる事件が決定されましたので、併せて、下記のとおり、お知らせいたします。

※ なお、中央選挙管理会の委員は、平成28年3月23日に国会において指名され、同年4月1日付けで、内閣総理大臣から任命されたところです。

1 委員長及び委員長職務代理者の選任

かん ざき ひろ あき
神 崎 浩 昭 委員が委員長に、

さ とう たい すけ
佐 藤 泰 介 委員が委員長職務代理者に、

互選により選出されました。

2 中央選挙管理会委員長が専決処分することができる事件

中央選挙管理会規程第10条の規定に基づき、「参議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称等の告示の件」を中央選挙管理会委員長が専決処分できる事件とすることが決定されました。

※ 参議院比例代表選出議員の選挙において、国会議員5人以上（公職選挙法第86条の3第1項第1号）又は国政選挙の得票率2%以上（同項第2号）の要件を具備した政党その他の政治団体の名称等は、同法第86条の7第1項の規定により「参議院議員の任期満了の日前90日に当たる日から7日を経過する日までの間」に中央選挙管理会に届け出ることとされ、同条第4項の規定により中央選挙管理会は届出のあった「政党その他の政治団体の名称及び略称、本部の所在地並びに代表者の氏名」を告示しなければならないこととされています。

(連絡先) 自治行政局選挙部管理課

小谷 弘中

電話 : 03-5253-5573

FAX : 03-5253-5575